

# 野外での焼却行為は禁止されています！

○家庭や事業活動から出た廃棄物（ごみ）を焼却する行為は法律で禁止されています！

例えば…

ブロックで囲った中で燃やす



地面に穴を掘って燃やす



ドラム缶や一斗缶で燃やす



※法律の構造基準を満たす焼却炉を除きます（裏面参照）。

○法律に違反した廃棄物の焼却行為には罰則があります。

【罰則】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第25条 5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

※法人の場合は3億円以下の罰金

ただし、例外として認められている行為があります。

- ・ どんと焼きなど慣習上または宗教上の行事を行うにあたり必要な廃棄物の焼却
- ・ 農業林業を営むためにやむを得ない廃棄物の焼却（廃ビニールは禁止）
- ・ たき火その他の日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却で軽微なもの

例外の行為であっても、周辺の住民の方々や環境に配慮をお願いします。

瀬戸市環境課 環境保全係 電話 0561-88-2670、2671

## 〈〈参考〉〉

### 【廃棄物焼却炉の基準について～愛知県ホームページより～】

平成9年12月1日施行の改正廃棄物処理法により、ダイオキシン類対策として廃棄物処理法の許可対象規模の廃棄物焼却施設について、構造・維持管理に関する基準の強化が行われましたが、既存施設に対する経過措置が平成14年11月30日に切れ、同年12月1日からは新基準に適合しない施設の使用ができなくなりました。

- 1 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼ガスの温度が摂氏800度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。
- 2 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
- 3 外気と遮断された状態で定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること（ガス化燃焼方式その他構造上やむを得ないと認められる焼却設備の場合を除く。）。
- 4 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
- 5 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。